自衛隊員の自殺防止対策に係る防衛省と民間会社の関係に関する再質問主意書

提出者 鈴木宗男

自衛隊員の自殺防止対策に係る防衛省と民間会社の関係に関する再質問主意書

役務を含むメンタルヘルスは株式会社セーフティネット(以下、 下同じ。)においては、 省共済組合から同社に委託し、平成十七年四月からは、防衛省共済組合において一元的に同社に委託してい ティネットに委託し、 るところである。」との答弁がなされており、 「前回答弁書」 (内閣衆質一六八第三四四号)では、 同年七月から健康相談、 平成十六年四月からメンタルヘルスに関するカウンセリング役務を株式会社セーフ 防衛省における自衛隊員の自殺防止のためのカウンセリング 法律相談等のメンタルヘルス以外に関する相談事業等を防衛 「防衛省 「セーフティネット」という。)に一元的 (平成十九年一月九日より前は防衛庁。 以

夫航空自衛隊防空指揮群司令が再就職をしたとのことであるが、右の者の「セーフティネット」への再就 「前回答弁書」によると、 「セーフティネット」に自衛隊法第六十二条第三項の規定に基づき、 石川芳 に委託されていることが明らかになった。

右を踏まえ、

再質問する。

職が決まった日にちを明らかにされたい。

二 「前回答弁書」によると、二〇〇四年三月に防衛省職員等のメンタルヘルスに関する電話及び面接によ るカウンセリング役務について一般競争入札を行ったところ、 「セーフティネット」が落札したとのこと

であるが、右の入札価格を明らかにされたい。

 \equiv <u>ニ</u>の 一般競争入札には、 「セーフティネット」以外に何社が参加していたか。

四 二の一般競争入札を行う際に、入札に参加する企業が防衛省における自衛隊員のメンタルヘルス役務に

資するか否かを確かめるべく、何らかの審査を行い、その上で入札に参加する資格を与える等の手続はと

られたか。

五 「セーフティネット」には自衛隊員のカウンセリング、メンタルヘルスを行える専門家が配置されてい

るのか、 「セーフティネット」への委託は真に自殺防止に資するものかとの問いに対し、 「前回答弁書」

では 「防衛省としては、 自殺事故防止の観点からは、 心の悩みのみならず、 健康、 借財、 家族等に関する

悩みについても解消し、 又は軽減する必要があると考えているところ、一についてで述べた電話相 談窓口

に おいては、 このような悩みについて専門家に相談することも可能であり、 その利用者も増加していると

承知している。」と、 不明確な答弁がなされているが、右答弁でいう「専門家」とは具体的にどの様な職

種の者を指すのか明らかにされたい。

六 自衛隊員を含む防衛省職員による「セーフティネット」への電話相談は年間何件行われているか。

「セーフティネット」への委託が行われてから現在に至るまで、年ごとに明らかにされたい。

七 「前回答弁書」で、 「セーフティネット」へ防衛省及び防衛省共済組合から支払われている金額につい

て、 「平成十六年度においては、 防衛省から約八十万円、 防衛省共済組合から約二千五百万円、 平成十七

年度、平成十八年度及び平成十九年度においては、 防衛省共済組合からそれぞれ約五千万円である。」と

の答弁がなされているが、右の支払金額はどの様にして決められたか、その根拠を説明されたい。

「セーフティネット」への委託は、 七の金額に見合うだけの効果を上げているか。 現実に、 自衛隊員の

自殺者数は国家公務員の中でも飛び抜けて多いが、 防衛省の見解如何。

九 「セーフティネット」への委託が決定する際に、 二の入札価格の他に、 の防衛省職員の再就職が何ら

かの影響を及ぼしたという事実はあるか。

右質問する。